

告示15号の構成

実費加算方法

第一 業務報酬の算定方法

建築士事務所の開設者が建築物の設計等の業務に関して請求することのできる報酬の標準的な算定方法について規定

$$\text{業務報酬} = \text{業務経費} + \text{技術料等経費} + \text{消費税相当額}$$

第二 業務経費

業務経費の算定方法について規定

$$\text{業務経費} = \text{直接人件費} + \text{特別経費} + \text{直接経費} + \text{間接経費}$$

- イ 直接人件費
- ロ 特別経費
- ハ 直接経費
- ニ 間接経費

第三 技術料等経費

技術料等経費について規定

略算方法

第四 直接人件費等に関する略算方法による算定

- 1 略算方法による算定方法について規定
 - イ 直接人件費
 - ロ 直接経費と間接経費の合計額

$$\text{直接人件費} \times 1.0 = \text{直接経費} + \text{間接経費}$$

- 2 標準業務うち一部の業務のみ行う場合について規定
- 3 標準外業務の扱い方について規定
- 4 第1項口の算定方法の例外について規定

別添一

1 設計に関する標準業務

一 基本設計に関する標準業務

イ 業務内容

項目	業務内容

ロ 成果図書

設計の種類	成果図書
総合	
構造	
設備	

注 釈

二 実施設計に関する標準業務

イ 業務内容

項目	業務内容

ロ 成果図書

設計の種類	成果図書
総合	
構造	
設備	

注 釈

三 工事施工段階で設計者が行うことに合理性がある実施設計に関する標準業務

業務内容

項目	業務内容

2 工事監理に関する標準業務及びその他の業務

一 工事監理に関する標準業務

業務内容

項目	業務内容

二 その他の標準業務

業務内容

項目	業務内容

別添二

建築物の種類	建築物の用途等	
	第1類	第2類
一 物流施設		
二 生産施設		
三 運動施設		
四 業務施設		
五 商業施設		
六 共同住宅		
七 教育施設		
八 専門的教育・研究施設		
九 宿泊施設		
十 医療施設		
十一 福祉・厚生施設		
十二 文化・交流・公益施設		
十三 戸建住宅(詳細設計及び構造計算を必要とするもの)		
十四 戸建住宅(詳細設計を必要とするもの)		
十五 その他の戸建住宅		

注 釈

別添三

1. 設計に関する標準業務に係る業務量について規定
2. 工事監理に関する標準業務に係る業務量について規定
3. 総合の標準業務に係る業務量について規定
4. 構造の標準業務に係る業務量について規定(構造の難易度の規定)
5. 設備の標準業務に係る業務量について規定(設備の難易度の規定)
6. 略算表における業務量の基準となる建築士の要件について規定
7. 略算表における床面積の考え方について規定

別表第1の1～15

床面積		500㎡	…	…	…	…	…	…	20,000㎡
(一) 設計	総合								
	構造								
	設備								
(二) 工事監理等	総合								
	構造								
	設備								

別添四

1 設計に関する標準業務に付随する標準外の業務

- 一 住宅の品質の確保の促進等に関する法律に係る業務
- 二 エネルギーの使用の合理化に関する法律に係る業務
- 三 建築物総合環境性能評価システム等による評価に係る業務
- 四 建築物の耐震改修の促進に関する法律に係る業務
- 五 建築物の防災に関する計画の作成に係る業務
- 六 設計代替案に関する評価に係る業務
- 七 詳細工事費の算定に係る業務
- 八 長期優良住宅の普及の促進に関する法律に係る規定

2 工事監理に関する標準業務及びその他の業務に付随する標準外の業務

- 一 住宅の品質の確保の促進等に関する法律に係る業務
- 二 建築物総合環境性能評価システム等による評価に係る業務
- 三 工事請負契約の締結に関する協力に係る業務